

師僧変更するには

徒弟（宗徒・助教師）は、師僧が死亡その他の理由で欠けたとき、または師僧変更の必要が生じたときは、**90日以内**に師僧変更承認申請を行い、宗務総長の承認を受けなければなりません。

注意事項

- (1) 宗徒および助教師の方で、師僧が死亡その他の理由で欠けている場合、教師養成道場の受講、伝宗伝戒の入行、僧階新叙任等を受けることができません。
- (2) この申請は、師僧が死亡その他の理由で欠けたときから90日以内にしなければなりません。
- (3) 教師資格を取得された方は、師僧が欠けても特に新しい師僧に変更する必要はありません。
- (4) 申請書には必ず変更理由を明記のうえ、**新師僧が所属する組長・教区長の進達**を経て申請願います。
- (5) 徒弟（宗徒・助教師）の所属寺院は原則として師僧が所属する寺院の所属となりますが、師僧が兼務住職をしている寺院で、その寺院に寺族登録された方は、その兼務寺院の所属となることも可能です。
- (6) **申請者は新師僧となります。**また、この申請には新旧師僧の所属寺院住職の住職登録印を押印する必要があります。旧所属寺院の住職が死亡、その他の理由で欠けた際には、法類総代もしくは法類が法類登録印を押印することになります。

添付書類

徒弟が未成年の場合は戸籍謄本もしくは抄本が必要となります。

冥加料

5,000円

様式番号	47	申請書名	師僧変更承認申請書
------	----	------	-----------

お問い合わせ

総務部 〒605-0062 京都市東山区林下町 400-8

TEL 075-525-0479 FAX 075-531-5105